災害拠点精神科病院の指定について

令和2年3月 健康対策課

1 趣旨

本県の災害時における精神科医療体制を充実強化するため、県内1か所目となる災害拠点精神科病院を指定する。

2 指定する医療機関

[所 在 地] 東広島市黒瀬町南方 92 番地

[病 床 数] 総数 412 床 (精神病床 312 床, 一般病床 100 床)

[標榜科目] 内科,心療内科,精神科,歯科,リハビリテーション科

3 指定の経緯・理由

- 第7次医療計画では、災害拠点精神科病院については、国指針(災害時における医療体制の構築に係る指針)において、災害時における精神科医療を提供するうえでの中心的な役割を担うことが求められており、都道府県に少なくとも1か所以上確保されることが望ましいとされている。
- 広島県保健医療計画(第7次)においても、災害時に拠点となる病院として、災害時に安定した精神科医療を提供できる体制の確保のため、災害拠点精神科病院を整備する 旨を明記している
- 令和元年6月,災害拠点精神科病院の具体的な指定要件が国から示されたことから、 本県においても指定に向けた検討を進めた。
- これまでの検討を踏まえ、地震や浸水被害を受けにくい立地にあり、災害拠点精神科病院の指定要件を具備するとともに、本県の災害時における精神科医療に貢献可能な医療機関を県内で初めて指定するものである。

[災害拠点精神科病院等の配置図]



災害拠点精神科病院

以下のような機能を有し、24時間対応可能な緊急体制を確保すること等により、都道府県において災害時における精神科医療を提供する上での中心的な役割を担う。

- 〇 医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科医療を行うため の診療機能
- 精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難場所としての機能
- 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣機能

等

等

等

<災害拠点精神科病院の位置づけ>

- 〇 必要性:「災害時における医療体制の構築に係る指針(平成29年7月31日付け医政地発0731第1号)」に 位置づけられている。
- 〇「災害拠点精神科病院の整備について(令和元年6月20日付け医政発0620第8号, 障発0620第1号)」により、 都道府県が災害拠点精神科病院を指定する(平成31年4月1日より適用)。



指定要件 *運営体制*

- ・24時間の緊急対応し、被災地内の患者の受入れ及び搬出が可能な体制を有する
- ・被災地からの精神科医療の必要な患者の受入れ拠点となる
- DPATの保有及びその派遣体制を有する

<u>施設及び設備</u>

- ・病棟、診療棟等精神科診療に必要な部門を設置する
- ・耐震構造を有する
- ・3日分程度の燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等の備蓄をする
- ・病院敷地内等に患者の一時的避難所を運営するための施設を前もって確保する

<整備方針>

人口規模や地理的条件、都道府県における精神科医療の提供体制の実態などを考慮し、都道府県ごとに必要な数を整備(少なくとも各都道府県内に1カ所以上)

※ 令和元年10月1日現在の指定状況は、全国で3施設(大阪府のみ)。

災害拠点精神科病院の指定に向けた検討過程・スケジュール

日時	これまでの検討過程
H31.2.6	災害時における精神科医療体制検討委員会【第1回】
R1.8.1	災害時における精神科医療体制検討委員会公助ワーキング
R1.9.30	災害時における精神科医療体制検討委員会共助・公助合同ワーキング
R1.12.11	災害時における精神科医療体制検討委員会【第2回】

日時	今後のスケジュール				
R2.3.26	広島県医療審議会 保健医療計画部会				
R2.3.26	広島県医療審議会				
R2.3.30	広島県地域保健対策協議会 精神疾患専門委員会(報告)				
(R2.3以降)	広島県地域保健対策協議会 災害医療体制検討特別委員会(報告)				

災害拠点精神科病院の指定要件等 確認票 (R 2.3.26 現在)

1 病院概要

名称	独立行政法人国立病院機構 賀茂精神医療センター	開設者	独立行政法人国立病院機構		
所在地	東広島市黒瀬町南方 92 番地	管理者	院長 坂尾 良一		
医師数	常勤 11 名, 非常勤 4 名 (R1.12.31 時点)	病床数	412 床(精神 312 床,一般 100 床)		
診療科	内科,心療内科,精神科,歯科,リハビリテーション科				
救急医療	広島県精神科救急医療施設(後方支援)【県内全域】(H30 年度利用件数:237 件)				

2 指定要件の確認 (網掛け は必須項目)

(1)運営体制

指定要件	状況	備考
① 24 時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。	0	精神科救急医療施設後方 支援病院,災害対策マニュア ル等により体制を整備
② 災害発生時に,被災地からの精神科医療の必要な患者の受入れ拠点となり, EMIS が機能していない場合は,被災地からのとりあえずの精神科医療の必要な患者の搬送先として患者を受け入れることが可能な体制を有していること。	0	災害対策マニュアル等に より必要な体制を確保 患者の一時集積場所(体育 館等)あり
③-1 災害派遣精神科医療チーム(DPAT)を保有し、その派遣体制がある。(DPAT は先遣隊であることが望ましい)	0	先遣隊を2チーム配備
③-2 災害発生時に他の精神科医療機関の DPAT その他の医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。	0	(記載例) 災害対策マニュアルによ り体制を整備
④ 精神保健福祉法第19条の8の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準(H8厚労省告示第90号)に適合又は当該告示の基準を満たす精神科病院であること。	0	指定病院基準適合
⑤ 被災後,早期に診療機能を回復できるよう,業務継続計画(BCP)が整備されていること。	0	令和元年度策定予定
⑥ 整備された業務継続計画(BCP)に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。	0	策定後実施予定
⑦-1 地域の精神科医療機関及び地域医師会,日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練や災害精神科医療に関する研修を実施していること。	0	県主催の広島 DPAT 研修の企 画運営に参画している 地域での研修は指定後の実 施を検討
⑦-2 災害時に地域の精神科医療機関への支援を行うための体制を整えている。	0	医療資器材の貸出機能 DPAT 先遣隊機能 等

(2)施設及び設備

	指定要件	状況	備考				
)	医療関係						
7	ア 施設 災害拠点病院として,次の診療施設等を有すること。						
	(ア) 病棟(病室,保護室等),診療棟(診察室,検査室,レントゲン室等)等精神科診療に必要な部門を設けるとともに,災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。						
	・精神科診療に必要な部門の有無	0					
	・多数の患者に対応可能なスペースの有無	0	体育館を多数患者の一時 集積・ゾーニングエリアとし て活用可能				
	・簡易ベッド等の備蓄スペースの有無	0	簡易ベッド 100 台超保有。 その他食料等も備蓄				
	(イ) 診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病際 の施設が耐震構造を有することが望ましい。	常機能を終	推持するために必要な全て				
	・診療機能を有する施設が耐震構造である	0					
	·病院機能を維持するために必要な全ての建物(病棟や外来棟、管理棟、ボイラー棟、給食棟等)が耐震構造である。	0					
	(ウ) 災害時も主な診療施設や病棟等を機能させるのに必要な電力を確保するため、自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。						
	・自家発電機等の有無	0	R2 年度以降増設も検討				
	・燃料の備蓄(何日分)	3日					
	・自家発電機等からの電源確保や使用可能なことの検証	0					
	・ハザードマップ等の考慮	0					
	(エ) 適切な容量の受水槽の保有,停電時にも使用可能な井戸設備の整備,優先的な給水協定の締結等により,災害時の診療に必要な水を確保すること。						
	・受水槽の有無	0					
	・受水槽の容量(何日分)	2日					
	・井戸設備の有無	無					
	・給水協定の締結	今後予定	県給水対策会議で優先対 象施設として給水支援調整 拠点病院の指定を受けた 後、市と交渉し締結予定				

5

(2)施設及び設備(つづき)

		指定要件	状況	備考		
1				ਨ. ਬਾਮ		
イ 設備 災害拠点病院として、次の設備等を有すること。						
	(ア) 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。また、 の通信手段を保有していることが望ましい。					
	・衛星	星携帯電話の有無	0	ワイドスターⅡ		
	• 固2	定型衛星電話の有無	無			
	・衛星	星回線インターネット導入の有無	0			
	(イ) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災害時に情報を入力する体制を えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作 方法などの研修・訓練を行っておくこと。					
	·EN	MIS参加の有無	0			
	· E N	MIS操作担当者の指定	0	指定後,災害対策マニュアル に規定		
	·EN	MIS研修・訓練の実施	0	院内防災訓練時で実施		
	応急	び地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の 用医療資器材,応急用医薬品,テント,発電機,飲料 食料,生活用品 等	0			
	(エ) ト	リアージ・タッグ	0			
4	ナ その他					
	食料,飲料水,医薬品等について,流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として,3日分程度を備蓄しておくこと。その際,災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。また,食料,飲料水,医薬品,燃料等について,地域の関係団体・業者との協定の締結により,災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと(ただし,医薬品等については,都道府県・関係団体間の協定等において,災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。)。					
		・備蓄の有無/備蓄日数	〇/3日	一般食,特別食,アレルギー 食,職員用 各3日分		
	食料	· 災害時に多数の患者が来院することや帰宅困難 となる職員への対応を想定した備蓄	0	NHO(国立病院機構)グルー プにより支援体制整備済み		
		・協定の締結	0	ローソン		
		・備蓄の有無/備蓄日数	〇/3日			
	飲料水	· 災害時に多数の患者が来院することや帰宅困難 となる職員への対応を想定した備蓄	0	NHO グループにより支援体 制整備済み		
		・協定の締結	0	ローソン		
		・備蓄の有無/備蓄日数	○/15 日			

·災害時に多数の患者が来院することや帰宅困難 となる職員への対応を想定した備蓄

医薬品

・協定の締結

県と医薬品卸協同組合と の協定で,医療機関として優 先供給あり。

6

 \circ

0

指定要件					状況	備考	
		燃料	・協定の締結		0	拠点病院への指定により, 県と県石油商業組合との協 定に参入する	
2)	搬送関係					
	ア	施設					
		離着陸場 ては不要 るため, 離着陸上	して病院敷地内のヘリコプターの 別及び患者搬送用の緊急車両につい では、円滑な搬送を実現させ 近隣の活用可能なヘリコプターの の状況については情報を把握して が望ましい。	近隣の活用可能 なヘリコプター の離着陸上の状 況についての情 報の把握	0	東広島市地域防災計画に記 載のヘリポート適地一覧を 把握	
		を有する的に多くし、病院者の一時	た精神科病院に入院する精神疾患患患者等の広域搬送等のため,一時で患者を受け入れる場合を想定患數地内もしくは病院近接地に,患い避難所を運営するための施設を確保しておくこと。	患者の一時的避 難所を運営する ための施設の確 保	0	病院敷地内体育館 グラウンド	
Ī	イ設備						
		DPAT先遣隊等の派遣に必要な緊急車輌を有していることが望ましい。(その車輌には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。)			0		
		また,広域搬送が必要な精神疾患を有する患者のための一時 的避難所を運営するに当たり,受入れ想定患者数に見合った水, 食料,医薬品等の備蓄も行うこと。			0		